

別添

手話通訳・要約筆記を行う者の派遣に関する委託業務仕様書

- 1 この業務は、和歌山県（以下「県」という。）等が開催する講演会・大会等各種の行事の際に、その参加者の意思疎通支援として手話通訳者、要約筆記者及び要約筆記奉仕員等（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、その業務を行うことにより、聴覚障害のある人たちの社会参加の促進を図ることを目的とする。
- 2 意思疎通支援者派遣の対象業務
県が主催（他の団体等との共催又は委託を含む。）する行事及び和歌山県意思疎通支援事業として聴覚障害者等から参加の申込み等があり、県が派遣対象業務として決定したものとする。
- 3 実施の方法
 - （１）県は、２の対象業務を決定し、和歌山県聴覚障害者情報センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）に通知する。
 - （２）指定管理者は、当該業務の開催について、県又は障害者団体等が広報するに際し協力するものとする。
 - （３）県は、聴覚障害のある人等から申込み等があった場合は、意思疎通支援者派遣依頼書（様式１）により指定管理者に行事当日の３０日前までに依頼し、指定管理者は、その依頼に基づき派遣する意思疎通支援者を決定し、その氏名等を報告する。なお、派遣する意思疎通支援者については、和歌山県意思疎通支援者として登録を受けた者とする。
 - （４）県は、（３）の派遣依頼時にその関係資料を指定管理者に提供する。
 - （５）指定管理者は、行事当日、意思疎通支援者を派遣する。
 - （６）県は、行事当日、意思疎通支援者が派遣されたことを確認し、意思疎通支援者派遣確認書（様式２）を発行する。
 - （７）県は、行事当日に意思疎通支援者の派遣が不要となり、意思疎通支援者の派遣を取り下げるときは、行事当日の１４日前までに意思疎通支援者取り下げ願い書（様式３）を指定管理者に提出する。
- 4 意思疎通支援者の場所及び資材の確保
意思疎通支援者の業務実施の場所は、県又は行事主催者において確保する。
要約筆記に必要な資材等については、指定管理者が確保する。
- 5 派遣費等の支払
指定管理者は、請求書に意思疎通支援者派遣確認書（様式２）を添えて、県に派遣費を請求するものとする。
また、３（７）の派遣の取り下げ願いがあった場合においても、指定管理者は、当該派遣調整にかかる事務費、役務費等を、請求書に意思疎通支援者取り下げ願い書（様式３）を添付の上、県に請求することができるものとする。
なお、本業務のうち県が主催する行事への意思疎通支援者の派遣に係る委託料については、運営管理委託料とは別に実績に応じて県が指定管理者に支払うものとし、派遣費等の算定基準は、別紙のとおりとする。